

社会福祉法人大洲育成園職員定年再雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第9条第1項に定める定年により法人を退職する職員の再雇用に関する取扱いについて定める。

(再雇用の対象者)

第2条 法人は、定年により法人を退職する職員で、職員就業規則第10条に定める解雇事由又は同第11条の退職事由に該当しない職員の内、次の各号に定める要件を全て満たしている者で、かつ法人が特に必要と認めた者を臨時職員等として再雇用することができる。

- (1) 勤続意欲に富み、心身ともに健康で、体力的に勤務継続可能である者。
- (2) 担当業務に精通していること。
- (3) 協調性に富んでいること。
- (4) 経験を活かして法人の業績に貢献し、利用者やその保護者の信頼に応える仕事ができること。
- (5) 法人が提示する労働条件（職務・賃金・勤務形態等）を承諾し、引き続き勤務する意思を有していること。
- (6) 直ちに業務に従事できる者。

(再雇用の期間等)

第3条 再雇用の契約期間は、最長で1年間とする。

- 2 前項の期間満了後、法人が前条の基準を満たしていると判断した場合であって、人員過剰でない場合は契約期間を更新することができるものとし、その後も同様とするが、契約期間上限は、満70歳に達した日の属する月の末日とする。
- 3 有期特措法（第二種）の認定を受けたことにより、定年後の再雇用については、無期転換申込権は発生しない。

(契約期間中の解除)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても法人は契約を打ち切ることができる。この場合は、30日前までに予告する。

- (1) 再雇用者が精神又は身体の障がいにより就労不能と認められたとき。
- (2) 業務外の疾病により30日以上休業したとき。
- (3) 自己の都合による欠勤が30日以上に及んだとき。
- (4) 法人のやむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき。

(労働条件の通知)

第5条 法人は、再雇用にあたっての労働条件（職務・賃金・勤務形態等）について、別

紙様式「再雇用に関するヒアリング票」を用いて本人と面接を実施し、意見を徴収した上で、労働条件通知書を交付するものとする。

附則 平成30年11月15日より施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 65歳以降の再雇用に関する規程は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行日前に定年により法人を退職した職員の再雇用に関する取扱いについては、なお従前の例による。

再雇用に関するヒアリング票

【目的】

法人が再雇用を行うにあたり、対象となる職員から希望する仕事内容、勤務形態等の意見を徴収し、定年後の働き方についての認識を共有するために実施するものです。

【項目】

下記項目について、詳しく記入してください。

No.	項目	記入欄
1	定年後の働く際に重視すること	<ul style="list-style-type: none">・賃金・労働時間・役職・能力、経験の活かし方・職場の人間関係・その他
2	希望する仕事内容	
3	希望する勤務形態	
4	勤務上配慮すべき事項	
5	その他	